# 資格・検定試験および 通信教育受講助成細則

## 改廃履歴

| Rev  | 改 廃 内 容   | 実 施 日        |
|------|---|--------------|
| 1.0  | 初版  | 1995. 10. 01 |
| 1. 1 | 規程管理規程の改正準備対応                                       | 2009. 12. 01 |
| 1. 2 | 規程作成細則実施に伴う書式変更                                     | 2010. 04. 01 |
| 1. 3 | 第2条「人事制度運用に関する細則 <u></u> 別表3」を「資格取得者表彰細則別表1」に<br>変更 | 2010. 11. 01 |
| 1. 4 | 報告書、申請書のレイアウト変更                                     | 2016. 07. 01 |
| 1.5  | 第2条「教育研修規程別表1」を削除                                   | 2019. 03. 01 |
| 1.6  | 第6条 申込申請期間の変更、新規採用者の助成申請について追加                      | 2024. 08. 01 |

# 目 次

|   |    | 目的                 |   |
|---|----|--------------------|---|
|   |    | 助成対象               |   |
|   |    | 助成の範囲              |   |
|   |    | 受験日およびスクーリング受講日の扱い |   |
|   |    | 予算との関係             |   |
|   |    | 申込手続き              |   |
| 第 | 7条 | 結果報告               | 1 |

### 資格・検定試験および通信教育受講助成細則

規程番号 0706-0102-00-細制定日 1995年10月 1日 改正日 2024年 8月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、資格・検定試験受験費用および通信教育受講費用を、会社が助成すること により、社員の資格・検定試験へのチャレンジ、勤勉意欲を高めることを目的として定め る。

#### (助成対象)

第 2条 助成の対象は、「資格取得者表彰細則別表1」に定める資格・検定試験受験費用および通信 教育受講費用とする。

#### (助成の範囲)

- 第 3条 助成の範囲は、次のとおりとする。
  - ①資格・検定試験受験料。ただし、1資格2回までとする。
  - ②通信教育受講料。
  - ③受講先主催のスクーリング受講費用。ただし、スクーリング受講は3日を限度とする。
  - 2 受験を中止したり、通信教育を修了しなかった場合は、全額個人負担とし、返金させる。
  - 3 検定試験、通信教育の主催団体は、指定する場合がある。
  - 4 同種の受験、受講については、助成を行わない場合がある。

(受験日およびスクーリング受講日の扱い)

- 第 4条 受験日およびスクーリング受講日の扱いは、次のとおりとする。
  - ①受験日の扱いは、業務出張(交通費、日当支給)とする。ただし、時間外日当の支給 は行わない。
  - ②スクーリング受講日の扱いは、業務出張(交通費のみ支給)とする。
  - ③土曜日、休日の場合でも振替休日、代日休暇の付与および時間外勤務手当の支給は行 わない。

(予算との関係)

第 5条 申込者が多数となった場合は、年間予算との関係で、助成を翌年度扱いとする場合がある。

#### (申込手続き)

- 第 6条 希望者は、所定の申込書により、受験の場合は申込受付開始1週間前から試験の合否判定後1ヵ月後までに、通信教育の場合は原則として毎年3月末までに翌年度分を、所属長を通して総務部に申し込み、認可を受ける。
  - 2 新規採用者が、内定後に受験した資格・検定試験は、入社後速やかに助成申請書を提出する。

#### (結果報告)

- 第 7条 受験結果および通信教育の修了結果は、所定の報告書で速やかに所属長を通して総務部 に報告する。途中で中止する場合も同様とする。
  - 2 通信教育の受講途中で、レポートの提出状況等の報告を求められた場合も、速やかに総務部に報告する。